

出雲市監査委員告示 第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果報告書を別紙のとおり公表します。

平成26年（2014）10月23日

出雲市監査委員 周 藤 滋
出雲市監査委員 吾 郷 紘 一
出雲市監査委員 川 上 幸 博

監 査 第 81 号
平成26年(2014)10月23日

出 雲 市 長 様

出雲市議会議長 様

出雲市監査委員 周 藤 滋

出雲市監査委員 吾 郷 紘 一

出雲市監査委員 川 上 幸 博

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を報告します。

監 査 結 果 報 告 書

第 1 監査の対象

三洋興産株式会社 及び 出雲市都市建設部都市計画課、健康福祉部高齢者福祉課

① 平成 2 5 年度 (2013) 指定管理対象施設の運営状況

② 平成 2 5 年度 (2013) 指定管理対象施設の管理状況

*指定管理対象施設「斐川公園他 12 公園および老人憩いの家 (寿昌園)」

第 2 監査の実施期間

平成 2 6 年 (2014) 8 月 1 5 日から平成 2 6 年 (2014) 9 月 2 9 日まで

第 3 監査の方法

今回の監査は、あらかじめ三洋興産株式会社から決算書及び附属書類等の必要な資料並びに都市計画課、高齢者福祉課からも指定管理者選定に関する資料等の提出を求め、これらを審査するとともに、関係職員に対する事情聴取等を行うなどの方法により実施した。

第 4 監査の結果

関係諸帳簿はいずれも証拠書類と適合しており、計数的には正確に処理されていることを認めた。

なお、監査委員としての要望事項は次のとおりである。

【三洋興産株式会社への要望】

1 指定管理業務と自主事業の区分について

指定管理者は、指定管理業務と自主事業とを明確に区分され、それぞれの収支予算書、収支決算書を作成することにより、指定管理業務を行うにあたっての「適正な指定管理料」の把握に努められたい。

2 自主事業について

「自己の責任と自己の費用で、公の施設の範疇を逸脱しない範囲」で自主事業を行う事は、指定管理者が企業努力をするインセンティブを与えるためにも必要なことであるので積極的に実施されたい。例えば斐川公園での鳥類の飼育等が、「公園の価値を高め、市民に親しまれる公園」となるための一助と考えるのであれば、市所管課と相談のうえ、積極的に自主事業として実施されることを検討されたい。

【都市計画課への要望】

1 指定管理料の算定根拠について

指定管理者から提出された収支報告は指定管理業務だけでなく自主事業の収支も含んだもので作成されており、市所管課がこの報告によって、適正な指定管理料を把握することは難しいと思われる。実際に、指定管理者からこの度の監査執行にあたり、指定管理業務と自主事業を区分した収支報告を提出させたところ、自主事業の収益で指定管理業務の赤字部分を補てんしている実態が見受けられた。今後適正な指定管理料について把握するために、指定管理業務と自主事業とを区分した収支予算書、収支決算書を指定管理者から提出させ明確な根拠のもと指定管理料を算定されたい。

2 斐川公園西駐車場について

この駐車場の違法駐車対策については、周辺住民も交えてこれまでの経緯を調査され、適切な駐車場利用ができるよう早急に方針を決定されたい。

3 老人憩いの家（寿昌園）について

この施設は、斐川町との合併協議の結果、『出雲市都市公園条例』第11条において、「斐川公園」の「集会所」として位置付けられた以上、所管課を高齢者福祉課とするのではなく、斐川公園の所管課である都市計画課において一元的に管理されたい。

4 斐川地域の12か所の街区公園について

斐川地域の街区公園については、指定管理者と地元の愛護会との二元管理となっているが、斐川地域以外の市内の街区公園の管理は、市が直営で行っていること等を視野に入れながら、街区公園の管理方法について改めて検討されたい。

また、街区公園の中には、公園名や公園の所管等が表記されていない公園も見受けられた。早急に公園名等を表記されたい。

【高齢者福祉課への要望】

老人憩いの家（寿昌園）について

この施設は、合併前の旧斐川町においては『斐川町老人憩いの家設置及び管理運営に関する条例』第2条で、「老人の心身の健康保持を図るため、各種の相談、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等の機会を総合的に設けることを目的」として設置されていたが、斐川町との合併協議の結果、「寿昌園は、福祉施設としては不要である。」とされ、現在は『出雲市都市公園条例』第11条において、「斐川公園」の「集会所」として位置付けられている。よって、この施設の所管課を高齢者福祉課とするのではなく、斐川公園の所管課である都市計画課とすることについて、都市計画課と早急に協議されたい。

第5 三洋興産株式会社の概要

1 概要

- ①所在地 出雲市斐川町坂田 1664 番地 8
- ②代表者 代表取締役 飯塚明輝
- ③設立 昭和 57 年 7 月 大田市にて設立 平成 4 年 1 月 斐川町に本店移転
- ④資本金 1,000 万円
- ⑤役員 2 名（代表取締役 1 名、専務取締役 1 名 監査役 0 名）

2 目的

- (1) 建築及び土木業
- (2) 産業廃棄物の収集、処理及び運搬業
- (3) 一般廃棄物の収集、処理及び運搬業
- (4) 産業廃棄物・一般廃棄物のリサイクル及びコンサルティング
- (5) 建物内外の保守管理及び清掃
- (6) 貯水槽・各種水槽の清掃、塗装及び管理
- (7) 冷暖房設備及び換気設備の清掃、管理
- (8) 不動産売買及び斡旋業
- (9) 指定管理者制度に基づく公の施設の管理受託
- (10) 太陽光発電設備・同機器の販売及び設置
- (11) 各種自動販売機の販売及び設置
- (12) 前記各号に附帯関連する一切の業務

3 業務内容（指定管理業務以外）

土木工事・管工事・水道施設工事・リフォーム工事・ハウスクリーニング等

4 指定管理施設の概要

斐川公園

- ①所在地 出雲市斐川町直江 3864 番地 2
- ②開設時期 昭和 57 年 10 月
- ③規模 敷地面積 113,589 m²
- ④施設内容 野球場・テニスコート（人工芝 2 面、クレー 2 面）・管理棟
多目的広場・クラブハウス・バーベキューハウス・集会所（寿昌園）・緑地、その他

街区公園

和泉公園 1,673 m²・上直江新川公園 2,439 m²・直江北公園 1,471 m²・莊原町西公園 2,059 m²・八頭公園 1,400 m²・神守公園 2,926 m²・船川公園 1,403 m²・段

原公園 2,015 m²・夢咲タウン公園 2,742 m²・神立 1 号公園 1,900 m²・神立 2 号公園 1,900 m²・神立 3 号公園 900 m² 以上 12 公園

5 指定管理状況

○指定管理期間 平成 24 年度～平成 26 年度

○平成 25 年度

・指定管理料 10,350,000 円

・利用実績（年間延べ 25,169 人）

野球場 10,018 人・テニスコート 5,257 人・管理棟 5 人、多目的広場 4,867 人・クラブハウス 2,713 人・バーベキューハウス 1,157 人・集会所（寿昌園）1,152 人

・収支 収入 11,964,518 円 － 支出 12,183,325 円 ＝ △218,807 円